

# 平成 30 年度 税制改正大綱 (抄)

〔平成 29 年 12 月 14 日〕  
自 由 民 主 党  
公 明 党

## 第一 平成 30 年度税制改正の基本的考え方

消費税率 10%への引上げを平成 31 年 10 月 1 日に確実に実施するとともに、あわせて実施される低所得者への配慮のための軽減税率制度について、安定的な恒久財源を確保するため、平成 30 年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずる。